

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月28日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730011

研究課題名（和文） 近代日本の東アジアに於ける領事裁判に関する実証的研究

研究課題名（英文） A Empirical Study on the Consular Court of Modern Japan in East Asia

研究代表者

中網 栄美子（NAKAAMI EMIKO）

早稲田大学・法学学術院・主任研究員

研究者番号：10409724

研究成果の概要（和文）：本研究は日本が明治維新以降、西欧の法や法制度を継受しつつ近代化を推進する過程で、中国や韓国など東アジア諸国において獲得した治外法権という特権をどのように行使し、その結果がどのような法的影響を現在に向かって及ぼしたのかを実証的に明らかにすることを目的とした。本研究により、韓国所在の日本領事裁判に関する判決原本の存在が明らかになり、それら具体的事例から、領事裁判の制度や法の適用について、より詳細に分析することが可能となった。

研究成果の概要（英文）：The purpose of the study is how Japan exercised their extraterritorial rights in East Asian countries in the process of their modernization by accepting the Western law and legal system after the Meiji Restoration. It is also to view the legal influence of the Japanese consular court toward the present East Asian countries. Through the legal research in Korea, the original documents of the judgment by Japanese Consular courts (Hanketsu Genpon) were found and their actual cases enabled us more detailed analysis on the consular-court system and its application of laws.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法制史

1. 研究開始当初の背景

本研究の基礎となる条約改正及び領事裁判に関する先行文献は多い（藤原明久、加藤英明、岩村等、R. T. Chang、J. E. Hoare ほか）。しかしながら、日本が東アジアにおいて行った領事裁判に関する研究は、戦後ほとんど見られない状況にあった。戦前においては中国における治外法権や領事裁判に

関する先行研究（古賀元吉、英修道ほか）があったが帝国主義体制下の制約を免れてはいないし、戦後における研究は浅古弘など、わずかであった。また、朝鮮半島については、日本による統治時代の研究が注目されるようになったが、それ以前の朝鮮開国（1876年日朝修好条規以降）から日韓併合（1910年）に至るまでの朝鮮国内における欧米諸国や

日本の領事裁判に関する研究はほとんど進んでいない状況にあった。

2. 研究の目的

前述加藤は、日本において領事裁判を一つの回路として西欧法継受が成されたこと、そして領事裁判においては独法でも仏法でもなく、英米法が優越していたことを言及している。この、回路は、日本が中国や朝鮮に勢力を拡大させてゆく過程の中でどのような繋がり—法的思想連鎖—を持ち続けるのが、これが第一の疑問となる。岩村は、領事裁判が「制度として」日本人に不平等なものでありつつも、個々の裁判事例においては日本人原告に一方向的に不利な判決をもたらすものではなかったという事例を紹介している。

国外の研究において、Chang は日本で扱われた西欧諸国による領事裁判が、果たして日本側が主張するように不平等なものであったのかを再検討している。Hoare はイギリスによる領事裁判が他の欧米諸国のものと比べて制度的に整ったものであることを紹介し、領事裁判の制度としての不平等と個々の裁判における正義の実現を分けて論じている。その研究はまた、領事裁判を行使した側とされた側という、相反する立場からの見解の相違を浮き彫りにする形となった。

浅古は日中間において、日清修好条規が定めた会審 (mixed court=混合裁判) ではなく、実際には英国主義の観審 (merely attending to watch in the interests of justice=裁判の傍聴) が採用された過程を検討している。

日本による領事裁判を、先行する欧米諸国ともと比較し、制度としての考察と個々の裁判事例の考察を並行して行う着想は以上の先行研究から得た。ことに中国と朝鮮半島においては、日本だけではなく、欧米諸国も領事裁判を有しており、日本が裁判を行う際も常に他国の眼を意識せざるをえない状況下にあった。法的な摩擦が生じやすい環境下で日本がどのような司法の近代を進めたのか、これが第二の疑問となった。

3. 研究の方法

研究開始時には前述した国内外の関連する研究につき再調査を行い、先行研究に関する情報更新を図った。併せて事例収集分析用のフォーマットを作成し、領事裁判事例の各項概要を項目別に入力し、統計的データの収集・蓄積を図った (将来的に目録化して公開する事も検討)。

国内・大学内で行う作業としては、「外務省史料目録」から関連すると思われる史料の抽出と、「民事判決原本データベース」からの書誌事項及びフルテキストの抽出を行った。国内・大学外で行う作業としては、国立国会図書館憲政資料室、国立公文書館、外務

省外交史料館、横浜開港資料館等所収史料の収集・調査・分析を行った。

欧文史料群については、国内で入手不可能な史料につき、英国国立公文書館、中国第一歴史档案馆、韓国国家記録院及び大法院図書館にて調査を行った。

4. 研究成果

日本が 19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけて東アジアで行った領事裁判につき、本研究において、特に韓国に現在保存されている民事・刑事の判決原本の所在が明らかになり、具体的な事例分析と領事裁判制度の実態をある程度まで解明することが可能となった。

西欧諸国が日本で行った領事裁判については、ハートレー事件 (1878 年 英人によるアヘン密輸)、ヘスペリア号事件 (1878 年 独船の検疫拒否)、ノルマントン号事件 (1886 年 英船沈没による日本人乗客溺死)、千島艦事件 (1892 年 英商船と日本軍艦の衝突) など著名なものが多い。これに対して、日本が東アジアにおいて行った領事裁判については、これまでの研究では具体的な事件が明らかにされなかった。

日本は明治 9 (1876) 年日朝修好条規締結から明治 43 (1910) 年韓国併合まで領事裁判権を行使できる状況にあった。しかし、19 世紀後半の朝鮮半島の状況は安定しておらず、日朝修好条規終結以降日清戦争 (1894—95 年) に至るまで日本と中国の覇権争いの場となり、日清戦争終結以降から日露戦争 (1904 年—05 年) に至るまでは日本とロシアとの覇権争いの場となっていた。このような国際状況の下、条規締結により、どのような領事裁判制度が創設され、如何なる制度的推移があり、そして、実際にそのような裁判が民事・刑事にわたって行われたのか。本研究によりその一部を明らかにすることができたといえよう。

『帝国統計年鑑』によれば、朝鮮国在留の日本人数は明治 15 (1882) 年の 3,622 人から

明治40年の81,754人と25年間で20倍以上に膨れ上がっている。明治40年の海外在留日本人総数は232,220人であることから、約35%を朝鮮国一国で占めていることが分かる。これにより、日朝間の紛争あるいは日本人同士の紛争も時代が下るに従って、より顕著となることが想定される。領事裁判数については民事については明治14(1881)年から、刑事については明治15(1882)年から上記統計データがある。民事については、明治14(1881)年から明治38(1905)年の間に年数件から数十件(最大年間53件)の間で推移しており、刑事については明治15年から明治38年の間に年数件から百数十件(最大年間169件)の間で推移している。但し、在留人口増に応じて訴訟数も増しているとは一概に言えず、社会情勢(日清戦争など)や本国における制度改正の影響があったものと考えられる。また、領事館から理事庁に移行した明治39(1906)年からは民事・刑事とも事件数が急増(民事については年間339~974件、刑事については494~718件)しており、その後の韓国併合への前章を伺わせる結果となっている。

韓国における日本領事裁判の関係法令は、明治9(1876)年3月22日太政官布告第34号に「日朝修好条規」があり、この第8・9・10条に領事裁判が規定されている。続いて、明治10(1877)年8月28日太政官達には、刑事につき「懲役百日已下」を領事裁判所で、「百日已上」を領事による予審を経て長崎上等裁判所で処理する旨、定められている。民事については当初「金額百圓以下」を領事裁判所で刑事については長崎裁判所で管轄する旨定めていたが、後に金額の多少に拘わらず領事裁判で管轄するよう改正された。刑事について領事裁判は、今日の簡易裁判所的機能が付与されているのみであり、殺人などの

重罪を裁くことができなかった。そして、領事裁判の始まった当初は監獄などの設備も整っていなかったため、明治13(1880)年6月2日達「民刑裁判取扱規則」中にあるように「懲役」といっても「頑悪収贖スヘカラサル者」以外は「贖罪収贖」と実際には財産刑に換刑され、支払不能の場合には懲役日数の間「山林道路の苦役」を命じられた。また、民事については今日の和解に近い「勸解」制度も用いられたが、その内容に関する史料に乏しい。

明治15(1882)年6月8日外務省無号達(司法卿連署)「清国及朝鮮国裁判事務」では領事の管轄する事件が明確となり、①朝鮮国各港に在留する日本人相互の民事訴訟、②朝鮮国人ほか外国人より日本人に対する民事訴訟、③日本人の軽罪違警罪に関する刑事訴訟、④日本人の全ての犯罪に関する附帯私訴と類型化された。明治21(1888)年10月23日勅令第71号「清国並朝鮮国駐在領事裁判規則」になると、領事裁判の刑事事件に関する管轄は治安裁判所、違警罪裁判所、軽罪裁判所に相当する事件となり、治安裁判所と違警罪裁判所の権限に属する訴件については終審となって本国に上訴されることはなかった。しかしながら、上記勅令は明治32年3月18日法律第70号「領事官ノ職務ニ関スル法律」により廃止となり、領事の裁判権限は地方裁判所、区裁判所に相当する事件となった。そして、地方裁判所の権限に関して、上訴先は長崎控訴院に、区裁判所の権限に関して上訴先は長崎地方裁判所となった。このように、領事裁判制度も本国の法改正に応じて制度改正を繰り返すこととなった。

韓国における領事裁判は明治38(1905)年以降、段階的に終結期に入っていく。明治38年11月17日に調印された第2次日韓協約では、それまでの領事から理事官に代わる。赴

任していた領事の多くが引き続き理事官となったので、実質的には領事裁判の継続といえるが、「統監ノ指揮ノ下ニ従來在韓國日本領事ニ屬シタル一切ノ職權ヲ執行シ並ニ本協約ノ條款ヲ完全ニ實行スル爲必要トスヘキ一切ノ事務ヲ掌理」とその権限が拡大する。明治39(1906)年6月25日勅令第164号「統監法務院官制」では、統監府法務院が韓国に於ける司法事務を掌るようになり、同法務院長が理事官を指揮することとなった。更に、同年勅令第166号「韓国ニ於ケル裁判事務取扱規則」では、刑事事件につき、理事庁は刑事訴訟法中地方裁判所に関する規定を準用、法務院は刑事訴訟法中控訴裁判所に関する規定を準用することになり、民事事件につき、理事庁が民事訴訟法中区裁判所に関する規定を準用、法務院が民事訴訟法中控訴裁判所に関する規定を準用することとなり、より本国法・法制度との一体化が図られるようになった。更に明治40(1907)年7月24日の第3次日韓協約覚書では、日韓両国人で組織する裁判所の設置や、大審院(京城又は水原)1 控訴院3、地方裁判所8、區裁判所113の設置が定められた。最終的に、明治42(1909)年7月12日「韓国司法及監獄事務委託ニ関スル覚書」により、韓国の司法及監獄事務が日本政府へ委託され、同年10月16日勅令第236号「統監府裁判所令」により、統監府裁判所が韓国における民事刑事の裁判及び非訟事件を管轄することとなり、これが同年11月1日に施行されることにより、日本による韓国における「領事裁判」が終結する。

本研究では領事裁判史料の所在調査を行ったが、民事判決原本については韓国大法院記録保存所に、在仁川・京城日本領事館の原本が一部残されていることを確認した。仁川については、「(仁川港日本裁判所 日本領事

裁判所) 自廿年至廿六年民事判決仁川領事館」(27件)、「明治二十二年明治三十三年 民事判決原本綴 在仁川日本領事館」(24件+事件記録)、「二十六年民事判決 仁川領事館」(12件+事件記録)、「自明治三十年至明治三十二年 民事判決書原本 在仁川日本領事館」(約16件)、「明治三十五年ヨリ同三十九年マテ 民事判決原本綴 日本領事館 仁川理事廳」(49件)、「第五四号明治四十年 民事判決綴 和解調書共 仁川理事廳」(95件)、「明治四十一年 第五十五号 民事判決書綴 和解調書共 仁川理事廳」(114件)、「明治四十二年 判決原本綴 和解調書并綴 區 仁川理事廳」(約57件)などの簿冊が確認でき、400件近い事例が判った。京城については「(表紙なし) 明治29年 在京城日本領事館」(28件)、「(表紙なし) 明治33年～35年 在京城日本領事館」(21件)、「(表紙なし) 明治38年 在京城日本領事館」(17件)などの簿冊が確認でき、60数件の事例が判った。なお、当時在留日本人数の多かった都市の内、上記仁川、京城以外の地域につき、釜山については領事時代の判決原本の確認はできず(追跡調査を行ったが、外務省外交史料中に「所在不明」となった記述があり、また上記所蔵館においては朝鮮戦争中に焼滅した可能性も示唆された)、理事庁時代の簿冊数冊が遺されるに留まっている。

刑事判決原本については国家記録院(韓国大田市)に京城日本領事館の原本の一部が遺されていることが判明した。但し、「自明治二十年至明治三十五年 日本領事館判決原本 京城地方法院検事局」や「自明治三十六年至明治三十八年 刑事判決原本」などの簿冊数冊に留まる。刑事判決原本は原則非公開となっており、本研究では、学術目的での利用として条件付き閲覧及び複写の許諾をいただいた。

上記判決原本の基礎分析から次のようなことが分かった。①被告の属性（出身地・身分・職業・年齢・再犯）、②犯罪類型、③刑罰類型（重罪の管轄は認められていないため、死刑や無期懲役はない）、④適用法令（日本国内法と外地法 例：朝鮮国内地旅行取締規則）、⑤領事事裁判に関わった人物（領事・書記・警察官）、⑥領事裁判の役割（日本人間、日本人＝韓国人間、日本人＝韓国人以外の外国人などで）、⑦領事裁判の開廷頻度、など。

2009年～2011年にかけて行った韓国現地調査によって、日本が朝鮮で行った民事・刑事の領事裁判のうち明治20年代以降の具体的事件の存在が判決原本を通じて明らかになった。所在が確認できた資料の中では、民事判決原本の仁川分が最も多く、かつ期間も明治20年～明治42年に渡っている。本国法及び法制度の変遷が領事裁判にどのような影響を与えるかを知る上で貴重な資料群であると考えられる。一方で、最も早い時期に管理官（後、領事に改称）が置かれた釜山（理事庁時代のものを除く）や元山（現・北朝鮮内）の史料についてはなお所在不明である。そのため、現状では朝鮮における日本の領事裁判の全貌を見渡すことはできず、限定的な分析とならざるをえないことを付言する。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

- ① 中網栄美子「マリア・ルス号事件と人権：明治の日本から現代へのメッセージ」人権のひろば、査読無、2012年 vol.15-1 p23-25

〔学会発表〕（計1件）

- ① 中網栄美子、法制史学会 第63回総会 2011年6月4日、於立命館大学、「判決原本に見る日本領事裁判 ～韓国にお

る領事裁判を中心に～」

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中網 栄美子 (NAKAAMI EMIKO)
早稲田大学・法学学術院・主任研究員
研究者番号：10409724